

県外産業廃棄物搬入協定書

(以下「甲」という。)と大分県(以下「乙」という。)とは、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)第13条第1項の規定に基づき、  
年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

2 甲が搬入する県外産業廃棄物の種類、数量及び性状並びにその処分方法が協議の内容と異なる場合は、乙は、当該県外産業廃棄物を撤去するなどの方法により直ちに協議の内容に沿うよう適正な処理を行わせるとともに、乙が適当と認める期間中、県外産業廃棄物の搬入(次年度以降に成立した協議に係るものを含む。以下同じ。)を停止させることができるものとする。

第2条 協定期間は、年 月 日(搬入開始日)から環境保全協力金の納入が終了する日までとする。

第3条 甲は、乙に対し、条例第15条の規定に基づき、4月から9月までの間における搬入状況にあつては10月末日までに、10月から翌年3月までの間における搬入状況にあつては4月末日までに、県外産業廃棄物搬入実績報告書(大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第10号様式。以下「報告書」という。)を提出して報告するものとする。

2 報告書を前項に規定する期日までに提出しない場合又は報告書に虚偽の記載があつた場合は、乙は、適正な報告書が提出されるまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させることができるものとする。

第4条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。

2 環境保全協力金の額は、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第17条第2項の表に定める金額に、報告書に記載された県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。ただし、1年間の搬入量が10トン未満(特別管理産業廃棄物にあつては、0.5トン未満)の場合は、環境保全協力金の納入を要しないものとする。

3 環境保全協力金の確定金額に100円未満の額があるときは、その額を切り捨てるものとする。

第5条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。

2 甲が納入通知書に定める納入期限内に環境保全協力金を納入しない場合は、乙は、当該環境保全協力金を納入するまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させることができるものとする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印又は署名の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 大分県  
代表者 大分県知事